

# A型利用者規定

本御蔵コンサルティング合同会社

(目的)

第1条 この規程は、就業規則（以下「本則」という）第2条（従業員の種類）の定めに基づき、A型利用者の就業条件に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本則第2条（従業員の種類）第5号に定めるA型利用者に適用する。ただし、本規定に記載のない事項は就業規則（パートタイマー）、賃金規定 及び個別労働契約によるものとする。

(免許及び資格取得の促進)

第3条 A型利用者が免許及び資格取得を希望し、その検定の受験等をする場合は、協議の上、業務の一環として就労したものとみなす場合がある。

(社員登用)

第4条 会社はA型利用者が希望し、以下の条件を満たす場合、書面による申し出により該当A型利用者を社員登用する場合がある。また、採用時期については協議の上各月1日から行うものとする。

- ① 出勤率が年間を通して80%を超えている者
- ② 勤続年数が3年を超える者
- ③ 円滑なコミュニケーションが図れると認められる者
- ④ A型利用者への支援が適切に行えると判断された者
- ⑤ 上記の定めに関わらず、会社が登用を認めた者

(在宅勤務)

第5条 在宅勤務が可能な業務と判断されたA型利用者が希望する場合、「就労継続支援A型事業 運営規程」第7条指定就労継続支援A型の内容(7)項に基づき、協議の上、在宅勤務を行うことができる。その際、就業規則に定める服務規律及び次の事項を遵守するものとする。

- ① 在宅勤務開始時は支援員に決められた手段により勤務開始の旨を連絡するものとする。
  - ② 在宅勤務終了時は支援員に決められた手段により成果物の提出及び勤務終了の旨を連絡するものとする。
  - ③ 在宅勤務時間中は常に連絡が取れる状態にしておくものとする。
  - ④ 6時間を超えて在宅勤務する場合は休憩時間を1時間とするものとする。その際、支援員に休憩時間に入る際及び終える際に連絡をするものとする。
- 2 在宅勤務の際の労働条件については、会社勤務時と同様とする。

#### (フレックスタイム制)

第6条 A型利用者は協議の上、フレックスタイム制を選択することができるものとする。尚、具体的な内容は労使協定の定めによるものとする。

2 フレックスタイム制における勤務時間の清算の期間は、毎月 1 日から末日までの 1 箇月間とする。

3 清算期間における所定総労働時間及び標準となる労働時間は、個別労働契約で定めるものとする。

4 フレキシブルタイム、コアタイムの時間帯は次のとおりとする。

① コアタイムは、午前 10 時から午後 12 時までとする。

② フレキシブルタイムは、次のとおりとする。

始業時間帯 午前 9 時から 10 時

終業時間帯 午後 12 時から 16 時

5 フレックスタイム制を適用することとした A型利用者の始業、終業時刻については、それぞれの時間帯において A型利用者が自主的に決定したところによる。

#### (時短勤務)

第7条 A型利用者は本人の申出により、所定労働時間を協議の上、短時間勤務に変更することができる。

2 申出をしようとする者は、1 回につき、1 か月以上 1 年以内の期間について、短縮を開始しようとする日および短縮を終了しようとする日を明らかにして、原則として短縮開始予定日の 1 か月前までに、会社に申出しなければならない。

3 この制度により短縮された労働時間については、給与を支給しない。

4 定期昇給がある場合においては、その算定にあたり、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

#### (早出遅出勤務)

第8条 A型利用者は本人の申し出により、協議の上、早出勤務及び遅出勤務ができるものとする。

2 早出遅出勤務とは、決められた 1 日の勤務時間を変えることなく始業及び就業時刻を繰り上げ及び繰り下げする勤務のことをいう。

3 早出遅出の際の労働条件については、通常勤務時と同様とする。

#### (時間単位の有給休暇)

第8条 会社は就業規則第 34 条に定める各年度に付与する年次有給休暇のうち 5 労働日分

については、1時間を1単位として付与することができる。  
尚、具体的な内容は労使協定の定めによるものとする。

(休職)

第9条 A型利用者の「休職」については、就業規則第10条(休職)、第11条(休職期間とその扱い)、第12条(復職)を準用する。

2 A型利用者の前項を理由にした療養中および療養後については、体調を考慮して会社が認める場合に短時間労働を認める

(給与の計算期間および支払い日)

第10条 給与計算期間は、当月1日から当月末日とする

2 給与支払い日は、翌月10日とする

(給与)

第11条 基本給については、賃金規定 第11条のパートタイマー社員の内容とする

2 賃金規定第11条、第12条で用いられる「キャリアパス」については、「A型利用者キャリアパス」の定めによって行う

付則

本規則は、令和5年2月1日より施工する

本規則は、令和5年2月1日に「障害者就労継続支援A型利用者就業規則」から変更実施する。